甲州五括弓

廿十五

廿九八

ル 4
11
1

國中寺數
寺數合百土區円

卯

續風土記
提要二冊

合

三河雜吉

山吹や桜よ御者く　青春
かく相拾ふ乃稚し　紛阿
扨も花も道まても味し　放生

東京學校圖書
門ル部4
號11
巻1

蕃和国鋳陶工記目録

捉安上一　捉安下二　鶴図三　甲斐四
杉何上五　杉何下扉図六　御室上七　御室中八
御室下九　夜陶十　嘉窯下十一　嘉窯楼蔵十二
三聖上十三　三聖下十四　銘与十五　宝陶上十六
宝陶下十七　嘉窯上十八　嘉窯下十九　玉蔵上二十
玉蔵下二十一　陶聖二十二　古磨二十三　古陶名物廿四 廿五 廿六 廿七 廿八
古磨名上廿九　古磨名下三十終

筑前國續風土記巻之一

提要目録

巻之上

序 倭漫二章　惣論　國中田畠高 段別石高
國中民戸數　國中家高人數　福岡町數
博多町數　酒屋數　糀屋數　神社數
寺數　社數　寺領　牛馬數
所領在所

巻之下

郷之名　河内名　廣野　高山
添谷　松原　大塘　海嶋

十三家　石窟記　海辺石疊記　筑紫探題
鹽焼地　河水記　瀑布　飯盛四所
國境小石

筑前國續風土記巻之一

提要上

貝原篤信撰定
貝原好古編録
竹田定直校正

總論

日國と筑紫と名付し事古き筑前筑後一國にして
まつしと筑紫と云り又日本紀等の古書に筑紫
とのミ多く云ハ筑前筑後をさして又九國をもさして
筑紫と称し或ハ九州の内筑前筑後の外をも
筑紫といひ或ハまた筑紫の宰府の
其一國にして九州二嶋をさして　東れし處

名とよりて九州をすべて筑紫とよびて大和に
帝都ありしより九州日本と云て大和を称しことく是も
しかり又五畿の名ありしか如く筑紫も
古事記曰筑紫島此島亦身一而有面四毎面
有名筑紫国謂白日別豊国謂豊日別肥国
謂建日向日豊久士比泥別云〻神功皇后
記曰次生筑紫洲とあり是も一身に四面ありて一を自
別と云し也是を筑紫とも筑紫の國を筑前筑後と号り
筑後二国とわかちて又筑紫の国を分ち筑前筑後となり
筑紫をも九州と云ともよめり釈日本記に云筑
紫先儒之説有四義云此地形如木兎之体

故名付之歟免鳥之名云都久公望私記案筑後
国風土記云筑後国本与筑前国合為一国
昔此両国之間山有峻狭坂往来之人所駕
鞍韉被摩尽土人曰鞍韉尽之坂三云昔
此堺上有麁猛神往来之人半生半死其数極
多因曰人命尽神于時筑紫君肥君等占之
令筑紫君等之祖甕依姫為祝祭之自爾以
降行路之人不被神害是以曰筑紫神四云
為葬其死者伐此山木造作棺輿因茲山木
欲尽因曰筑紫国後分為前後文詞林采
葉抄曰九州をつくしと云心はつくしの形木尽

上仙なりしか後にしよ初て傳て佛を涜といふ
仙美景玄妙の事は文月しも右四頭の内物の説に
其間の形本気の形に似たりといり今米業なり
雜業が雜後の形本気の形に似なりといふ上傳
らさと久別の典圖とえりみ中且形先本に似き
其は本分に似なりとそ後傳しかしも後の三頭に
陰豊の其有とさりや本し(飛はあ)ゐ名有す
一足の説あるくさし民ろうは極きと傳(ならむ
氣や風を死と生ちく(声くしまて本き(なお書の
どふけのなをとし　何ぞ下変生(すぬ説ありしれなく
の其中に以なりまかへ(かちうと是承く藏の云言を

雜ふけまる風也古賢のいう事変く信書不如無書吾
猶武成取三二策而已矣といり上代經典のをも只
まさらかくのしきの僞論なり　いふや且某の云ふ其余
我まさく依此(かんさと云ふ(すと深しをふ(まと
雜あ　仙元の方書の道とえりて云ふ(とうつこして云ふ
信從せん(すまけなし　虛解書といふ中しされも古跡奈字
会の説杜撰祖先の云ふ文とふ(れからさと　與二二に信し
刊てしいてうは早ふつけましへ(天間より継云の乏言本
ふやとふまさるらし(三て歷世の山海の深さに石垣とまく
あり又其を□つくる名にも(かしあふまれと略しをしてつく
しとらふ未々千年　まて一説は上古の内西域海

国より渡て日本を侵したる事あり五島後件異賊
又異国より侵をし賊の流矢に当りて崩じ給ふなり
蒼生思ふの歌よ皆倭や今世の松原石見こゝろ
ミ世まし及ふ事ままに是に筑前の海を
白旦侍陸奥の出たり小石坂かし次に前より陸奥へ
南生根のあれし所にし一里半ほど固めて出し石巻
多賀の城より陸奥の国名を陸石府といふ
僧一切坐ら極唐集及異国の人集めし海東記
国記よ又なり白石や金山陸奥の陸奥府
の職に及く此年を上陸奥の陸に石城とつき
しまに上代よりあるし石城と石背と云なり

出羽路につきたりみて地を陸奥の安東与り
陸奥の十二郡出羽ミ安東を出し前より有し
石城と石背に陸奥の下野に上を信を所に此国より又出羽の
ままなり此奥文あり五十石坂ハ上中陸奥の西見に
松原その松原会津辺り所に上野奥羽より此ハ出羽し
出国をつくしより秋田に陸奥を石とかふ方云て
さるより千里の人の中しいふきの出羽を信
信濃なと云ふらく云てしてはと陸奥をとは
さむし陸奥陸奥一国に出て陸奥国とつ
又相通なれハ又ちかしとも出羽の二国より
ろし世陸奥出羽と大和の文字に甚遠く云ふなり

といふ陸奥にて杜鵑を〃初に出てこゝにいへり
鶯信を待ちて秋名をも待たれぬ(?)の語なれば也と
書に見えたるを思ひ合せてよみたるなりと云ふ事
なれは書けり

一 凡本朝の国郡を分る事は此を始とす日本紀に
成務天皇五年秋九月諸国に令して以て国郡に
造長を立県邑に稲置を置き楯矛を賜りて表と
以てす則ち山河を隔て国県を分ち阡
陌に随ひて邑里を定む因て以て東西を日たゝしと
し南北を日よこしとす山の陽を影面と云ふ山の陰を
背面と云ふ是を以て百姓安居して天下無事

なりといへり是国県といはれし此なりされど其後は分
郡の名は成務天皇以後の事と見えてまた
其名をととのへ又名あれは聖武天皇の御時也
天平年中に国の名をも二字に定めて世にもちゐ
御代よりして字を好み定めし六代文武帝の名に
後世まで変りなし御代かはりなれども名は千年
孝徳天皇二年国々の限りを定められ是を
言ふ事に相違して郡に先国郡の名を
下に出せるものなりとや　天武天皇十二年十二月
甲寅朔諸王五位伊勢王大錦下羽田公八国小
錦下多臣品治小錦下中臣連大嶋并判官

録史（フムヒト）工匠者等を出して天下を巡行し諸国の
境界を限らしめ給ふ此年ハ甲申年なる事也日本十三年
冬十月辛巳伊勢王等を遣して諸国の界
を定めしめ給ひ（此上日本紀ニ出たり）又続日本紀ニ元明天皇
和銅元年正月甲子武蔵の国秩父郡
より和銅を献りしかバ今に至まて秩父郡乃
名ありて和銅の名なし此時より始て和銅の
名とし元明天皇和銅を年号とし給ふや元明天皇の
御代ニ和銅出しより和銅とて名を残しけるか
しかし書紀に和銅ありしかと之を見るゆへに和
名抄に此名を記さず日本紀に書かれしと
作りし書ありしか坂東八ケ国に武蔵の国秩父
郡の国に住む者の申伝へに和銅を献りしと云
郡なり伝へに書けるハ和銅の始にて和名抄に
所謂和銅郷ありて和銅を掘りて秩父郡の名を
残すと云ひ伝へたり和名抄に和銅の郷
御名と有つまり然れとも和名抄にハ郡郷の
郡に伝へる郷なし是又後世の郷の名なり
自然と年中に武蔵の国人民日本紀の文を
見て作りて元和とも云ふ名もありし之を伝へたれは
是等の事を記せしものなれハ今更考へ知られし和名
抄の和銅郷の里の名今は秩父郡にあり又和銅也

さて是は往古各郡の中に里を私し侍りぬれ孫
の後は此者して官れば山河の形ハ千れかつしけ
日本禹貢の如く分かつ事は山川を以界とす其
中其事は別孫の名其今まで残り有る事ま其
ありしからさらぬ事は別孫と考へ置事なれと
さまて甘里と称していふらぬ事と見る也
うすれ知れさる事

一 諸国に初て国を置て其国の政事を司らしむる
の事を考ふるに人皇十三代成務天皇
四年此て国造と定らる国造と云ハ則国司の
名也 後改て守と云 伊弉 白雉 皇極天皇の御内

国造を改て国司とさるゝ 天武天皇の御宇に至ても
又国司を改て国守と称し 国造の名を 聖武の
御宇より伝れりと 諸国に国造と云ふ事を
成務天皇の御宇より此かた九国国司に置せ給ふ
六年と申ス其任限三年是任限して其の国司に任ず
より其国にての政務早くいれハ又其国に任ずる
其上国にて人をのての政務を執事のいて式
君の旅つきて韓等のかまきさし国民とする
まではしまり由事ハ甚しかくハ其事やよし
しなり 天武天皇の御内此一国に守介掾
目とて四人の官人とすのし但小国にはなく

して守掾目の三官の三あり守は其国政一事の
事を　介は守に次て其事を助く掾は其公文
を勘非違を糺し一切事を正して記す和習は西極守乃
返抄より以外にして奉年郡司医師博士は其官
人多し又　大宰府は西海より郡司ニモ大
抵(?)を除く事多し事少きに至て且政ニ帰を
掾目を知る　元明天皇和銅元年の記に郡司
大少領は以後第(?)号に比選任し任じ
以下掾多の及び代より其ニ事あり大宰府
以下掾目の大を取りしや其別に二條の政と
返り其国政生年の上日を請唐書の

外守介掾目史生等の官あり其後陸奥一国
の史生を国のしかるべきにて
三年三月陸奥の国の官員を定む　光仁帝宝亀
録にいふ陸奥の記にあり陸奥の国司文付の
事ましく国史に書るとも事ましけりして
つかさに記せらるれいかなる例えば分の
此より始て陸奥は守護を置かる是其国五拾分
一を引く今の新田代官某のもとし内司守
後方其国の政務を参へ比して其国の土貢
自ら収納せしめ此始め是を家臣として
国司となるを武家より奉して守護と云称を

より以後は二国に国司守護を置て政務を
沙汰せしむ されども武家を次第に盛となり公家ハ
衰微に極まり 諸事を国司を不用して守護の
ままにぞなりにける

一 和名抄に筑前国田三万八千五百町余と有り
筑前国田一万八千七百六十町ト所々あり 山上郡を[illegible]
又延喜式及和名抄に各穀拾万束と有れハ 合四十四万
束なり 一束ハ米五升の算を以てすれハ 四拾万束ハ
稲米三万石なり 令義解ニ束稲[illegible] 是ハ筑前国一年
の正租米なり 古ハ税粒の事くるしといへる租税の貢の

かくて年貢の上に出せ代ハ田の穀税と云ふに[illegible]
二と云ひ[illegible] 是より[illegible]ハ慶長の[illegible]
られしハ豊臣秀吉より初めて天文
十三年日本国中毎国の知り高を記し其石高を
[illegible]より[illegible]武保[illegible]天文の後と云
筑前国三千二三万八千五百九拾石と[illegible]小早川
中納言秀秋に国[illegible]をとられし時ハ田畠の町数
万八千五百九拾三町余 田畠三拾万八千四百五拾
三石余なりしとや[illegible] 当時[illegible]
庶民年の代を係し[illegible]
年々に口税を[illegible]取りハ山といひて[illegible]

よりて西国第一に多く広大なり福岡城
府(?)まで[illegible]四[illegible]九五万町許余
一 当国は土地広潤にして村里[illegible]さらに三方は
海をうけ東の方はことごとく高[illegible]の西山と
隔し山を隔し北は[illegible]にて南は[illegible]ことごとくつら
なり山つきて北は[illegible]に隣
し東[illegible]つきて豊前に[illegible]東西
三十六里南北十三里又東方海と北は南山を負
たれば魚塩多く薪材[illegible]民家に
上国には[illegible]七[illegible]四方運漕の便よければ
当国の高[illegible]して諸国に往来して[illegible]を

交易は又京大坂諸州の商[illegible]多く其[illegible]を
貨殖と[illegible]長崎[illegible]して[illegible]の[illegible]を
求[illegible]村[illegible]中国四国泉州諸国
出羽[illegible]諸国の客船[illegible]多く
[illegible]九州二島の諸国の人は国の
城下福岡[illegible]一都会と[illegible]
用を[illegible]国[illegible]
当国[illegible]人多く[illegible]
九州二島の政事[illegible]
西の都と称して[illegible]
[illegible]

右蔡卿止液の間早世より其身家として右等
少貳に任ぜられ筑前豊前肥前壱岐対馬の
守護職なり其子孫世々少貳と称す 依て後
永仁元年に鎮西探題より探題職と国にして九州
二島の政事を司らしめられし六代正和中
おとこらせ代々の政分かりしに天文の頃天下大に
乱れしに九州も彼此なれハ乱接ほに争ひ互に
の時より落ても修理大夫を(?)ら…を去りて
大友三家の如く 国を争ひ流とせとて
兼ね止むなし 中にもつ以て時を移し(?)の民れハ
我浮しちまちにありて諸民を苦しむる事

多く家を失ひ山林に身を隠し僅に存して
資財を失ひ終に穢多の民となり国中にては
少貳の流れ当国に散在の家大いに衰へ
く気ひし猶残りし各郡村を守りて武具を
持ちしも又(?)しき日出れ…やりしけに太宰家
秀吉公九州を征伐して永く是に往て後し時
国を以て是を利光(?)が三男宗川(?)に伝へ(後に勘解由)肥前家
よ悩やりける諸家衰ひ知行あてかふりして諸民と
なりけるを後して穢多に属して乱世ちる時
よれ共国中に数通(?)ありしく四隅の間に住せ
百性(?)に服しけり 又先(?)これたりとも是を絶たると

つゝしみて神社をあかめ逆徒をしりそけらるゝ
国を治る事十六年にして其行ひを春秋に記す
仲尼の三家をしりそけて春秋を作る呉越の人
として孝父学業の心をわするゝ国政に一たん
万民国にあつまり日本吾等かい孫の為に
後国を治めし其御子に一年に日本廟中にて
於吾朝の代をの後世へ移られし六国に
これくちりて右治る備三本仁政として
三年の君かりに国の政事を成行ふ（今の国は其後への分のまゝ和の御治文也）
前の日　三月　夏殷周文の如く事にしりて春秋
再び周の三王をたるし日本年の秋右周治る代を備記し

然し天下弘のまゝくみれし万民其の仰をとりて
けりされ共　夏殷周文武の　まりしに二この我か
して　天下を平治せしめのみし六國をたもつ君
すさ民今に至りて其君の名をとくく　周に至
りし　五百年をへて孫ゆえ無く其嗜欲にも長く政をた
えしより二たひなく　夏殷の君の仲に至りて文子
あらす呉太伯の君高をとしる然しのりらは其智の
貴をして国を出て長政に至れり堯舜禹の
英雄の君世をすさふる明哲の智恵に拉くて
なりしこそ能仰殺て其身を保ちたまふされは君
き時も賢を施けして世国の乱を正し時様をえ

禍をさけて早く其身の発利の為に乱世を禅して
今子長政に譲り隠居して 其後如水の法名を号す
主と称して大友を虜にし 筑前を領しつゝも
長政黒田甲斐守より国を領し 其後の武
功をとれ足利の勝の力にてたちたる安全を
致の御法を定め君に従ひて恩を施し 古き法を
用ひて臣民にかへらし 幸福を得らしく法制を度に
しく 自ら倹約を守り民の心を安んじて後国と
治めそれしかも 国豊に民安くして天下の世
を保りぬ 長政も此国を治めて其身安く
以て年を四十年にして元和九年八月四日京都にて卒去

青にて逝去しける
先祖よりけりし 仁君の源流絶へず
して大国の数拾万世に伝へり 子孫長く社稷を
保ち其年ゝの年と国民仰ぎ見と永くさらに

一 延喜式三拾巻之内主税式曰 諸国正税公廨
各二千万束 国分寺料三万二千九百九拾二束
勧学院料 修理料一万束 文殊会料二千束
府官公廨十五万束 衛卒料五万六千四百束
随日料有隆減 修理府官舎料六千束 池溝料三
万束 救急料八万束 俘囚料五万七千三百七十束

一 延喜式第九巻 神名帳下 所載 筑前国諸神

拾九座 大十六座 小三座
宗像郡四座 並大
織幡神社一座 名神大
八幡大菩薩筥崎宮一座 大
糟屋郡三座 並大
怡土郡一座 小
夜須郡一座 小
竈門神社 名神大
下座郡三座 並大
美奈宜神社三座 名神大

宗像神社 並名神大
那珂郡四座 並大
住吉神社三座 並名神大
志賀海神社三座 並名神大
志賀神社 御笠郡二座 並大
筑紫神社 名神大
上座郡二座 小 麻氐良布神社
下座郡三座 並大
於保奈牟智神社

一 延喜式主計式 太府 行程上二十七日 下十四日 海路三十日

一 延喜式兵部省式 筑前国甲四領 横刀十口 弓二十張 征箭四十具 胡禄四十具

一 延喜式三十七巻典薬寮 諸国進年料雑薬 大宰府 土二種 木蘭皮百五拾斤 仮石膏各十斤 龍骨六十斤 皂莢四十斤 代赭 帛餘粮各二斗 鬼臼四斤 狸骨二具 檳榔子 人参各二十斤 石斛十斤 [illegible]
大宰府所貢進者乃九国所出也 非止筑前一州而已

一 延喜式二十三巻民部式 諸国貢進雑物 大宰府
葛葛七斗 伯木蓮子者筑前国郡内諸山及壹岐 壹嶋所出 [illegible]

一 延喜式二十八巻兵部省 筑前駅馬 独見 夜久各十五疋 嶋門二十三疋 津日二十二疋 席打 夷守 美野各十五疋 [illegible] 佐尉 深江 比菩 [illegible] 長丘 把伎 廣瀬 隈埼 伏見 綱別各五疋 傳馬 [illegible]十五疋 [illegible]郡 太

宰府 浜崎

今案津日ハ筑前の血ヲ以テ昔よりの浜ヲ
惺土郡よりの石瀬を志摩郡よりの長丘を
西土郡よりの肥後を上郡よりの深川を
恵土郡よりの又外をも知れり

一 三代実録十一年十二月廿八日勅曰鎮西ハ
是朕カ之外朝也千里分疆三方帯海況復隣
国接壌非常難期

一 続日本紀六巻 元明天皇和銅六年五月甲子
畿内七道諸国郡郷名著好字其郡内所生銀銅
彩色草木禽獣魚虫等物具録色目及土地
沃塉山川原野名号所由又古老相伝旧聞
異事載于史籍言上 マヽ
舊説ニ稱謂此時 朝廷将作風土記故豫出
所ニ今其後醍醐帝延長三年風土記成ル乎
奚ヌ天上ヌ九六十餘巻記於本郡乎其別風土記
蓋吾国之地也後世罹ヲ兵燹而堙滅ス今
唯出雲豊後二州風土記纔存ス耳然其
纔存去ニ亦非全本嗚呼可惜哉

一 日本紀 孝徳天皇紀曰 凡郡以四十里為大郡三
十里以下四里以上為中郡三里為小郡其郡司並
取国造性識清廉堪時務者為大領少領

一 強幹聡敏工書算者為主政主帳
又曰凡田長三十歩廣十二歩為段十段為町祖
稲二束二把町祖稲二十二束若山谷阻険地遠人
稀之處随便量置

一 鎌倉の間より代足利将軍の末の世に各所城構て
築かし国を騒すへ斬りされ其又長となりしを
其田地門小武家原居生は其行まは書にも其の
上件者より久ある所にしてもあるを名に行
毎ニ偏多既宜由教書書雪書寄りなと
今より奏の時をするそこし日本の代にはさく
あへるとあて持城にて又は豊家の古代内條の

右此邦の政法する也三韓の風俗に

一 上古者皇唐師大小臣をする唐官よ任をなし
歴代の法以ニ唐ノ制を学ひ唐の法を詳ニ記す
有ことを今云事を記せしことなり

一 農事ハ民ハ邦国の本也国ニ仁にして国安しとあり
又居ハ王者ハ民を以て天とせよとよし
農邦に民は食を以て天とし豊からさらんや日本
たる所以ハ民教を王事に勤て王業しとしと
云ふよりも孔子事に何服の為也なり
是語是の王化をして民教を主として行なり
日本紀も孝徳天皇大化元年九月

亦久後世に諸国をもつて民の元穀と稲とを用り
男女民穀を主とするものなり支国郡と治め
民を安ずるの礎にして民穀減ぜしを
しらず亦多からん事を願ひなからん世乱すし
年飢武者政の盛なりけるにまかせて
民をして窮乏せしむ是により民あつからず民蔵
暴政の理なり今のときは太平の
久しき政治和平にして民の安きにまさらの
桑穀子孫に年毎に豊富して各家に蓄へし倉に
満ち溢れて飢寒のうれひなしと言ふ所に在
ありし是を富国といふ十余年は諸国ともに

其つき太平を楽しらんや

筑前国中郡田畠田高

那珂郡　三万四千三百拾七石弐斗三升四合
早良郡　三万八千五百九拾八石弐斗六升九合
怡土郡　四万三千五百七拾四石五斗五升四合
志摩郡　三万六千九拾六石五斗九升六合
糟屋郡　五万弐千八百九拾七石八斗九升七合
席田郡　八千七百拾九石九斗七升
御笠郡　三万弐千五百三拾五石弐斗九升八合
夜須郡　三万七千四百八拾七石四斗八升
下座郡　三万八千九百三拾三石弐斗七升六合

上三郡　五万壱千弐百石七斗弐升四合
糟屋郡　四万九百拾四石壱斗四升三合九勺
穂波郡　三万弐千壱百三拾六石九斗八升六合壱勺
鞍手郡　六万九千六拾五石弐斗三升五合六勺
遠賀郡　四万九千五百八拾三石四斗九升五合六勺
宗像郡　六万五百拾石壱斗弐升五合八勺
高〆弐拾六万千九百八拾弐石四斗弐升
村数千三百六拾六ヶ村内　千弐百壱拾弐村 本村　百九十二村 枝村　二十 新村
内
高〆五拾五万九千五百拾弐石壱斗三升九合　福岡領
国四郡　五万石分
高五万石　秋月領
高壱万三千四百八拾四石八斗弐升五合　直方領
高弐万四千三石七斗弐升壱合　公儀
其外村の位田の位ニ付て段別石高
田の段別の高へ取村並ニてかつ石の石盛ヲ定め石高
一 村の位ハ上々村上ノ村中ノ村下ノ村下々ノ村
一 田の位ハ上田中田下田下々田
一 上々村田一段の高
上田二石二斗　但上三斗

中田壱石七斗一升七合
下田壱石四斗一升四合
下々田壱石壱斗壱升壱合

一上ノ村田一反ノ高
上田壱石五斗壱升九合　上ミ村ノ上田一斗六合下ル
中田壱石六斗壱升五合　上田ノ上壱升三斗六合下ル
下田壱石三斗壱升壱合
下々田壱石壱升

一中ノ村
上田壱石八斗壱升八合　上ノ村ノ上田ニ一斗六合下ル
中田壱石八斗壱升九合　上田以下畠七三斗余下ル
下田壱石四斗壱升八合
下々田九斗九合

一下ノ村
上田壱石五斗壱升七合　中ノ村ノ上田三斗壱合下ル
中田壱石四斗壱升八合　三斗六合下ル
下田壱石壱斗壱升八合　同上
下々田八斗八合　同上

一[illegible]村
上田壱石六斗壱升七合　下ノ村ノ上田ゟ壱斗六合下ル
中田壱石三斗壱升九合　三斗六合下ル
下田壱石壱升　同上

一 國中民戸　享保七年七月　御家中の民戸除之 其外者 [illegible]

民戸九万六千六百五拾八軒　同上

内

福岡町家数 一万一百五拾四軒　人数 六万七千五百[illegible]人

博多町家数 三千一百拾九軒　人数 一万六千百[illegible]人余

怡土郡家数 千森拾六軒

志摩郡　同　三千二百七軒

早良郡　同　三千五百四拾九軒

那珂郡　同　三千三百拾六軒

粕屋郡　同　四千八軒

席田郡　同　四百拾二軒

御笠郡　同　二千百九拾軒

夜須郡　同　三千六百拾五軒

下座郡　同　千四百四拾三軒

上座郡　同　二千五百九拾四軒

嘉麻郡　同　二千五百九拾五軒

鞍手郡　同　六千四百弐拾八軒

穂波郡　同　六千三百八拾軒

宗像郡　同　四千四百九拾八軒

遠賀郡　同　弐千八百拾四軒

国中人数　福岡博多両町都合在郷の人数除く　並ニ宗門改之内
凡人数三拾九万四千五百拾四人　内
男拾八万九千六百六拾七人
女拾四万六千九百七拾九人
社人四百三拾九人
僧　千三百八拾八人
山伏　三百人
神子四拾三人
陰陽師　四人

福岡町人数壱万四千九百四人
男八千五百七十八人
女六千三百八十六人
僧五百四人

博多町人数壱万九千五百拾六人
男壱万九百六十人　女八千五百五十六人　社人七人
神子十人　僧百十人　山伏五十五人
志摩郡人数弐万三千五百八拾三人
男壱万三千五百十七人　女壱万三百六十九人　社人廿四人
僧八十三人　山伏八人　神子百人
早良郡人数弐万三千六百六拾七人
男壱万三千五百四十三人　女壱万四百三十四人　社人十五人
山伏五人　僧百十人　神子七人　陰陽師四人
那珂郡人数弐万八千九百四十九人
男二万五百三十四人　女八千三百九十五人　社人四十八人

僧二千一人　山伏三人　神子二人
相模国人数三万千八百八拾六人
男二万七千五百七十六人　女二万三千九百四十人　社人四十九人
僧百四十九人　山伏二千六人　神子十二人
[illegible]国人数[illegible]千四百四拾人
男千三百五十六人　女千三百三人　社人一人
[illegible]国人数三万六千五百七拾九人
男八千八百六十七人　女六千五百四十二人　社人三人
僧四十三人　山伏四人　神子二人
[illegible]国人数五万九千二百[illegible]人
男三万千五百[illegible]人　女八千五百四十人　社人三十九人
僧七十四人　山伏十六人
[illegible]国人数七千四百四人
男四千百八十人　女三千二百二十六人　社人十人
僧十三人　山伏九人　神子十二人
上総国人数十一万五千四百弐拾[illegible]人
男九千三百参拾人　女七千十四人　社人四十人
僧三十人　山伏三人
[illegible]国人数十一万八千五百六拾八人
男一万三百五十八人　女八千百四十九人　社人三十五人
僧六十八人　山伏八人　神子一人
[illegible]国人数十一万七千四百四拾八人

男九千七百五十六人　女七千二百六十八人　社人二千五人
山伏五十八人　僧五十二人
駿州人数三万千七百四人
男三万七千五百八十五人　女二万四千二百三十九人　社人六千二十五人
僧五百三十三人　山伏六十八人　神子五十六人
遠江人数三万四千七百五十八人
男三万八千六百四十七人　女二万四千三百四十八人　社人六千七十人
僧百二十四人　山伏十二人　神子五十人
上総人数三万九千八百三十四人
男二万四千三百六十九人　女二万三千三百五十五人　社人四百八十人
山伏千八人　神子十一人

江戸の町数之事　寛永三年御改
御国高所住町数　九千三十町
此町の内海中に出る町ハ大かた新町也　町の名ハ云ふに及ばず家数八十八軒あり
此町も三丁に分れし町名をはじめ中の町の名を記し町家数千十二軒
あり此町の中何々町を以て此の町に所属致し在る所数百の七十二軒あり
菓子町
大工町
魚町　家数の中此町ハ三町に分る　魚町の名ハ其の町に属す　家数三十二軒あり
本町　家数千七百軒
此町と云ふハ此頃の呉服町と云ふ所也
呉服町　家数六十二軒
西紺屋町　家数二千九軒　此町ハ其の紺屋町の内にて家数此町と云ふ所
東紺屋町　家数七十五軒　西紺屋町其の外紺屋町の内
新町
鍋町　家数十七軒

湯浴町　家数六十三軒　湯浴多く有る故名付く町の名となりし

東蔵人町　家数六十六軒

西蔵人町　家数七十二軒

清町　家数四十八軒

新町　家数三十四軒

柿木町　家数六十四軒

六ノ新町　家数百四十軒

以上拾七町ハ皆惣構の郭の内なり

本町　家数百六十八軒　[illegible]

新五三町　家数六十九軒　[illegible]

一西町　家数六十六軒

以上三町ハ惣より西郭外なる町なり

出後町　家数六十軒　[illegible]町の名となりし

鍛冶町　家数六十五軒　[illegible]

三ノ三町　家数六十二軒

以上の三町ハ惣より東郭外なる町の名なり

博多町並並町の名

東町流十一町

御供所町　家数三十軒　[illegible]　金屋小路町　家数三十六軒

聖福寺前町　家数四十軒　東町上　家数三十三軒

中船町　家数三十七軒　浜口町　家数三十五軒

東町下　家数五十軒　浜口町中　家数三十三軒

浜口町中　家数三十三軒　浜口町下　家数三十軒

土居町東　家数九軒　境町東　家数十八軒

呉服町流十二町

中山町上　家数十軒　中山町下　家数三十二軒

呉服町　家数三十一軒　[illegible]

呉服町下　家数三十軒　一小路町　家数三十軒

一小路町中　家数三十軒　一小路町下　家数三十一軒　[illegible]

大乗寺町西　家数十一軒　浦町西　家数十二軒

奥小路町東　家数十三軒　中尾町東　家数十四軒

西町流十二町

石城町　家数四十三軒　竹若町　家数三十一軒　[illegible]

綱場町　家数三十五軒　[illegible]　西町上　家数十一軒

西町下　家数二十五軒　奈良屋町　家数四十軒

古溝町　家数三十軒　金屋町　家数四十軒

奥堂町　家数九軒　[illegible]町　家数十六軒　[illegible]

石堂町　家数三十軒　[illegible]　芥屋町　家数五十一軒

三条町流十三町

信田社家町　家数十一軒　大宮三条町　家数十八軒

三条町上　家数四十軒　三条町中　家数三十一軒

三条町下　家数三十六軒　水ノ町　家数三十二軒

水ノ町下　家数廿五軒　須崎町　家数三十二軒

西方寺東町　家数廿五軒　西方寺西町上　家数十七軒

片三条町　家数三十五軒　三条川口町　家数三十五軒

水川橋町　家数二十三軒

御池町流十八町

釣町　家数二十八軒　御池崎町　家数三十二軒

橋口町　家数四十軒　川橋上　家数二十軒

水川橋町下　家数三十二軒　川橋町下　家数六軒

御池町上　家数三十八軒　御池町中　家数四十三軒

御池西町　家数廿五軒　竹屋小路上　家数三十二軒

竹屋小路中　家数廿五軒　竹屋小路橋町　家数七軒

竹屋小路下　家数三十二軒　妙満寺町　家数廿二軒

妙満寺東町　家数九軒　妙満寺町　家数十八軒

石門戸町　家数三十軒　石門戸橋町　家数十二軒

石薬師流十二町

薬師町　家数廿五軒　土町上　家数三十二軒

土町中　家数三十五軒　土町下　家数四十六軒

金座町上　家数十三軒　金座町中　家数三十五軒

金屋小路町　家数廿五軒　金屋町下　家数二十七軒
官内町　家数廿三軒　石堂町　家数廿二軒
中島町　家数卅六軒　綱場町　家数三十三軒

魚町流　十二町
西町下　家数廿四軒 [illegible]　中小路町上　家数卅五軒
中小路町下　家数二十軒　魚町上　家数廿一軒
魚町上下　家数十八軒　魚町中上　家数廿八軒
魚町中下　家数廿七軒　店屋町上　家数廿二軒
店屋町　家数廿一軒　古西小路町　家数廿九軒
中島町　家数二十三軒

竪町流　十二町
辻堂縦町　家数三十四軒　辻堂町上　家数十四軒
萱堂町中　家数十軒　辻堂町下　家数十九軒
下西町　家数廿三軒　東厨子町中　家数三十二軒
東厨子町下　家数四十四軒 [illegible]　番町　家数四十三軒 [illegible]
蓮町浜　家数三十三軒　綱口町浜　家数廿九軒
中小路浜　家数三十三軒　西町浜　家数廿一軒

途子流　十三町
奥堂町上　家数三十三軒　奥堂町下　家数二十二軒
奥堂町中　家数三十四軒　横田口町　家数廿四軒
今熊町　家数廿四軒 [illegible]
普賢堂町　家数廿四軒 [illegible]　普賢堂町下　家数廿三軒

福屋町上ル　家数三十七軒　通り名路　福屋町下ル　家数三十一軒
亀屋町　家数三十七軒　亀屋町下ル　家数三十六軒
以上通り名路家数合流町数九百十三町
是ハ慶長三年加茂河原より東の外に柳町とて
三町の側より是迄西町なり　西家数十九軒
数七千余人[illegible]是也　[illegible]時此て例清
侯に[illegible]陽支に東生[illegible]の[illegible]の年
なり[illegible]長中[illegible]今の[illegible]より九日頃にて
陽州[illegible]北[illegible]行[illegible]陽支の
[illegible]傍支と北[illegible]東生[illegible]の[illegible]し
[illegible]これハ[illegible]

国中酒屋麹屋
酒屋六百四拾三軒
福園　酒屋四十一軒　麹屋三十八軒
性土組　酒屋二十三軒　麹屋二十二軒
[illegible]行組　酒屋六軒　麹屋無し
中筋組　酒屋三十三軒　麹屋十九軒
[illegible]見組　酒屋二十七軒　麹屋十三軒
[illegible]組　酒屋二十四軒　麹屋十四軒
東洞組　酒屋七十一軒　麹屋三十二軒
[illegible]組　酒屋四十四軒　麹屋四十五軒
[illegible]田組　酒屋[illegible]　麹屋無し

麹屋三百四十四軒
傍支　酒屋[illegible]　麹屋[illegible]軒
[illegible]組　酒屋二十七軒　麹屋二十三軒
宗像組　酒屋野二十二軒　麹屋十七軒
[illegible]組　酒屋十四軒　麹屋七軒
[illegible]組　酒屋三十二軒　麹屋三十軒
[illegible]組　酒屋三十一軒　麹屋二十二軒
[illegible]組　酒屋三十二軒　麹屋十七軒
[illegible]組　酒屋十五軒　麹屋十九軒
上[illegible]組

国中社数

社数八百六十六区内　延喜式神名帳ニ載所十九社 既載在郡部

福岡社　六
那珂郡社　八十五
糟屋郡社　百三十五
席田郡社　九
夜須郡社　四十
上座郡社　四十七

博多社　六
早良郡社　三十五
表糟屋郡社　三十三
宗像郡社　七十五
穂波郡社　五十三
下座郡社　十六

怡土郡社　四十四
志摩郡社　八十三
裏糟屋郡社　三十二
鞍手郡社　二十八
嘉麻郡社　十七
遠賀郡社　五十六

国中寺数

寺数八百十一区内

福岡寺数　百九
博多寺数　百七
那珂郡寺　四十九
早良郡寺　七十
怡土郡寺　三十六

嘉麻郡 六十二
席田郡 七
穂波郡 廿九
宗像郡 六十五
遠賀郡 九十三
鞍手郡 六十五
糟屋郡 五十八
那珂郡 三十七
御笠郡 三十七
上座郡 十八
下座郡 七
夜須郡

右之通相違無之寺院帳也

右者郡中寺院之内山伏并修験寺院稀候

末流之義より結構修験極ル寺社之寺迄

区々相改候内文帳面之内除ク

田中社領

一 高五百十八石三斗三升九合五勺 白幡八幡宮
一 同三十石 上ノ日 未社天神
一 同三十石 元八幡宮
一 同四百三十石四斗 高瀬三社
一 同三十石 神明社

一 同四十石 白山明神
一 同四十石 富士山神社
一 同三十石 外ニ 香取八幡宮
一 同百石 東宮八幡宮
一 同百石 鹿島明神
一 同三十一石一斗 毘沙門天
一 同三十石 諏訪大明神
一 同五百七拾五石四斗 内三百三石二斗 宇佐天満宮
一 同五百二十石七斗八合 稲荷社

外ニ神子料廿人ちくし

一 高三十石 除 元禄三年 同年神社御改 先年ヨリ… 志登之社

一 田畠数一町 元禄六年ゟ 梅天神

寺院

一 高三百五石 壱斗六合 独源院

一 同三百石 外ニ… 源光院

一 同三百二石 六斗七升六合 崇福寺

一 同四十石 国泰山

一 同三百石 同内… 東長寺

一 同弐百石 聖福寺

一 同百石 承天寺

一 同百石 円覚寺

一 同百石 少林寺

一 同五十石 極楽寺

一 同五十石 明光寺

一 同五十石 妙円寺

一 同十石 入定寺

一 同二千石六合 秋山 崇福寺

一 同四石一斗八升八合 乗倫寺

一 同十石 飯塚 大養院

一 同八石七斗 八升九合 静林寺

一 高十一石三斗二升七合　修生郡雲山 甲方

一 同十石　郷ヶ郡梶田 吉仙寺

一 同六石四斗四升七合　御調郡 観世音寺

一 同六石　〃 武光寺

一 同四十石　陀方 妙王寺

一 同二十石　坐羅 薬王寺

一 同十石　恵山名 円通寺

一 同八石七斗　今福寺

一 同三十石六斗四升七合　妙楽寺

一 米十俵　浄円山

一 高六十石　恵蘇郡より 吉祥寺

一 同六十石　恵蘇郡上田村 極楽寺

一 同十石　永清寺

国中牛馬数

馬数一万九千五百六疋　牛数一万六千九百三十疋

福山 馬数七千疋

阿支郡 馬数八千七疋

恵蘇郡 馬数四百八十四疋　牛数三百十五疋

三原郡 同 五百八十疋　同 千三百十五疋

奴可郡 同 千五百三十疋　同 六百八十三疋

三上郡 同 八百四疋　同 五百五十疋

摂津船弐千弐百八十四挺　同　千数六十一挺
播磨船　同　千八百八十七挺　同　千八百二十四挺
備後船　同　四百四十五挺　同　弐千弐百弐拾四挺
伊予船　同　千三百二十三挺　同　千挺
土佐船　同　九百四十五挺　同　百弐挺
上総船　同　千五百三十挺　同　三百八十挺
三河船　同　千四百四十六挺　同　千七百六十八挺
徳島船　同　千三百三十二挺　同　千二百六十二挺
紀伊船　同　九百四十五挺　同　千五百七十七挺
安芸船　同　五百六十八挺　同　九百四十七挺
陸奥船　同　八百五十八挺　同　四百十二挺

国中船数弐百四拾五艘　大舟三百三十九艘　小舟八百十二艘
福岡船数四拾五艘　大船二十艘　小船二十五艘
博多　同　弐百四十一　同　百三十一　同　百九
芦屋　同　八十二　同　九十二　同　百四十
脇田　同　百十七　同　一　同　八十七
黒崎　同　百三十八　同　八十三　同　三十六
相島　同　五十八　同　　同
宮浦　同　二百九十三　同　三十九　同　二百五十四
志賀　同　百　同　三　同　百一
国中漁船弐拾四艘
志摩郡　拾九艘　若松二拾五艘　黒木伝[illegible]

同西本願寺世々門跡挿花家元又
東本願寺御門主　十二　六條　八　五條
同　二十二　若松　二十三　山崎　十三　本國家
同　六　植木　二十三　正方　十六　門傳
同　五　行傳　八　池坊　三十三　池坊
右東本願寺御門主十六代
同中川家本十九代　十九代之
同中御門君則殿在世而
御傳　吉村　藤傳　青石
庵井地　重傳　若松　植木
本國流　高次　池坊　肉地

紫溪　松本　桜井　富
山家　里木　京家
右十九世傳國君御門主之時分　大隈　正殿
東京主　素堂　仙在　條家
其外ハ京家の門弟之

新刻瓶花図巻之一挿花 上終

新撰増補風土記目録序

いにしへの人王代の御の事まて陰陽の事より王法
天下のかきりなきことく諸人のしらさる事とも
なくはらひつゐてふかくや国々諸国の国の事
あらはしやかくてしるしまいらせしやまとの国の
のことく記とる文つくれとも九書とふるの事
新しく注して世の礎の事は別になるへくとも
たぬとくなりなりたといへともしよみかたからと
あかつきまて世をよくしるこ書物とまてのなし
なまほまかすくしてふるきに見えたる事なり以
かくし御先代をしらせて

しく粉ほ事りし時よう日のかの守ミこそ数え
よおりしま　天竺の山ら至とし閻の助方書え
出きし抄こゝハ剣色と称し係りま久參年と
ほそし主の粉やうやく多くつらなりぬ色よ
なりしよつからなきしく上れ　鉢の石のあ中よ
天し津きこ宮りれしたれ者とかて　因
県と数し辛多王よそて出有ほあらいわれ
乃まなに出生位いらえやさろりなら奴なと
しまみなくほ洸と合しとてさきら（きや）存ま
出と流え一ま皇ると一れハ世の尺光在生ます
本しう（きこそきの三身まなみ丸）にいまとれ

先の自のきハかり多き出宮お一し閻の寺と
存し／なきも有国れなみ由あこいとろりえから
数しまよ（守き）まき於下なりなる（とこ）山なに
宇年帝力り八年の力とれ浜ま　五日東濁と
作りけり路生まえ文字者と化られと且や松し
なりしハ　君の出めしてらの人はまやとし
金と更し国の中と弁有桶くうりあるまとし
男者と語生（まて祢こと字ん）こそなや係方ぬ
本跡に石かす　金と更し上れにあて存
き国の中と皇ことまあく寿りまるま山ま
黒り陰事容ま入りけとしまりい　身ぬろき

開きとこのま〳〵みすまろほち王羲にぬれしのき
風抱き口とひとつもりて点りん字まで九八
百邑まで来まとりまよはとて王義之に
書所とを知ほなく守穎のて一筆さし
筆をとつから始ところの紙に書記ほへ居
とよより病多く早く筆に中あめら九なち
しらば書の法ととて識まやき合し免りと
古より書と筆ありしらは行しよきとさと
てやうやく発りつくしかゝりまうこあきさく
後漢ことに紙を書と始とまろ月まで
未だ元よりしも書内出国の事と紙を書

らとく安くひ然しとも王ゆし世にして一乃
書とより隠して好古に筆と筆法を行ひを
伝ふ好古まより書を書きて書きてあしさ
日本へおこころまし年々のつと免て我らを後
外に書のよし多くかうつかゑて見て乗書
筆法と波ありて王義之の筆を大て始乏
あく化りなきの書なとのときにあかくる好
まうりみ多くしときれにうむし吾切共
らほしてむろとこなの世とそへて王次隠忍
しりそつこなくのことなりを出世城にて女しく
まれかる年代気の時にちあらき長き関中めて

背つきなり筆の法もたゞしくうつし見
しまれたる事よく心得て実にふりて
よろしき事にて踐跡をうしなひかならず背やけの
ようによく心をつくしられはほうしをせこまよかくに
ありて文つからいくほどかならめのこまよかるの
自やはやとなるうしもしなりしとなくここをあり
見ることは深しかなきを書なれたまさまれいけ
かしこまり作事とをのしきは今まなでいそう
心をきやう事そうらうしく文豊くは住あるう
きとむなしくきまし事と見のなければ疲と
つと言ひて～ひらきたる紹記の流義と～あるまなし

これの紙の前にもこの内も議論すべく事をかいて隠し
たけきから文言偽の上方をも持つくらいよ
事や実もあらんうけの事ども伝のとこて下の者も聞い
真き世の事記を文をや文をくかうるとて
ものよりも事様に長えやまりとなしたる人の方と勿け
あの字をうつしたる時様をならさる法とてまくらべ
しし～～て～ていき書をよむを能く書し
是事宝やき気免ぬるや多からしてのことなられ
あまぬ～しなせし下かもうらしあしてたれ
段おくまけつりもていま様をかててやうやく
如よそなしけるかなつけし雅而信風主私ところ

一秋とてもちりてし落葉をは　よそへ大和の歌の
聖は　御目には見えし日のもとの国の錦と見なせ
古今へ　春の世に出てくるとしやの名のみ見えしも
はなしかなし（かうし）と見るやうに　見しかなし
名つけ侍り歌紅葉とこつまゆり　紀貫之古今伝受の
古今集古今伝受の秘文を　古今集二十巻をかかり
秘して一紀のうしろ先りかくしたに詰紀の秘ハ
古今の　の村里にあら手なら　つき　出かく
よまれ　川の流れ紅葉　名にしの仙洞のくかて
このなれはなり侍りと文にもかき　洋に紀と紀と
名所なりお清書の世にしれしれか神社の

みてとる所と見ゆる紀しは　いにしへより我中に書つしよふ
寄りてこそしなからしまつり　文字へ　世にも文字し
まとりうり語りし日に見るまは　所やかくして　文字
飛びまれて流れぬたとこうろやし　花は　かくこし
人の目に立て侍る　の花の紅葉ゐ　紀の紀
まよふ　とあることの紅葉のの人金紫のる桜やちら
文人ちひ世の世のまよりとまうしひ
古今集序に
赤人は　と見るは紅を書つけ侍り　古今序の
書のまとめ　国の川にあかりぬる菊花今四臨青
あとみの紀文人の力とらうちりもて　うたいろひやの
いつらやのましし紀しはう九つ和歌の九

判の浦まで下りてしくおつて　たか但神の国にそよし
西の方丈国にのき　延喜なれは　やうやく
薄墨のさし　まき都と申て　九州とまつらは
らし　夫職若菜手子　伊勢し西国し　射とり
流わさらしらの方へ　多く来りつよへ　卒爾すまじ
名所隠遁下ねやし　くより急くは　まる久もし
へくあしも　花をや語りかくとし　事もへ有る
流　鬼界とありて　よりとの　今にいはま
[illegible]
[illegible]
早以て　ゆりの方と　ひりとて　西山まかり

妻輪の都まて　まてかり来や声に力な
れい安らいて　ならつくらの尾道に
して　たこのし　やらの奴かるとしなは事お
やけの浦　まてかるの　まて　のこそ　あれは
海にて　国家の万の浦となる　事て
ゐて　いま　ありのかやまて　海山のたちて　なき
桃の里の　とやかやられ　月日の光りて　まして
もしたかて　まてしおれに　雨くに夜更のこさの
ことの月に　きりまことりはまの人に浦
思いや　子三男の一所とかへりて　しかも　いはせ
みりて　日本にと　神をし　出まして　あらし　一

手やよりて用ひきつる人もあれハ家の記のか
書とゝけ侍りなまし　ほとまれりろハ文字あまひ
墨の色やまりとけつりしかけ(ケ)け(タ)ろへ　かきなりて
ましくし虎の年なりぬへし

筑前續風土記序

宇宙間之事皆吾事君子所當知也況於身之所居邦内之事乎是古昔地志之所以作也微臣昔壯歳讀書於神州屢歴寒暑國書之中每逢在
先公之遺事与本州之故事則隨見而抄錄之積久到數策自以為粗足備參考伏思吾曹荷國恩之罔極固雖捐軀報德亦所不敢辞也而況於區々勤勞乎然臣本不肖之質微賤之軀別事亦不能濟泻雖有執此知文字之薄技在躬於編輯之事庶幾可以致涓埃

之微忠而報渥恩之萬一也於此乎自不揣
僭率前史　公命既作黒田家譜亦有欲作
筑前府志之志請命於君侯之左右而巡視
於四境之中有家姪好古也者亦奉　公命
而從行於此之時臣年齒既逾千指使遊歷
固難然而猶役不敢怠者由有夙志在也經過
凡十有五縣可八百餘邑所遇與村老對
語問奚詢謀据摭捜尋亦苦矣年而後觀盡
邦内而無餘遊歷之間毎有所見聞則籍記
而無所遺亦爭數巻然民俗所傳猶多妄誕
故不能無取捨及擇也歸揀擇授之好古曰
添之以前所謂嚢歳所抄録本州故事集
竝用令備考索而使彼草創府志臣亦爲
之主侍好古頗有編削之文而所久妮々
不倦鋭意選輯蓋有年其用功可謂勤矣
屢易稿而十數郡之事粗備矣未終功而
早夭焉微臣之稟質本薄弱加之以衰病
奈其命耄不敢堪當斯任於此時臣志信
蹉跎焉然嘗奉　嚴命之重則雖年既迫
桑楡傾葵之情不可背廢於此重加編修
而輯其備且補闕略除冗襍參互考訂讎
正舛譌數歳之間苦心思以夜繼日苟有

耳目所閲見輙無不記夕削朝修再易稿
而後成功矣一部凡三十策其中提要二
策諸郡二十一策古城古戰場記五策土
産考二策總題曰筑前續風土記蓋追慕
古昔本州亦有風土記也凡郡内所有之
山嶽川澤原野海嶋之形勢神祠佛堂名
區舊蹤佳境奇勝之土邑古城戰場之陳
迹轉相敷演向九百餘區且田圃市坊民
戸生口之數及物産土宜之品記載而靡
不備具焉一州之事廣而且繁古今之亦
邈而且晦者頗的然尽在其中矣夫斯州

也五藩服古昔鎮府之所在也故官吏之
所集戍兵之所屯蕃舶之所湊而爲樞要
之地且土地形勝之秀發甲乎九州是以
故蹤名區故事古蹟山川之顯揚比之他
州最多宜乎記載之雜遝紛々到如此也
微臣奉 命以来二十一年于此今茲大
馬之年既至八十朽残之齡忘之時倦于
詢事考言恐孟浪疎謬不足應 君上一
時之電矚而難免無知妄作之罪譬如歴
露之微不足補益山海螢燭之光不能增
輝日月何可以顧國家萬一之小補哉夫

著述不已精力甚耗書成而死不愈於無
益而生乎况有志爲國家哉然此非博雅
君子通洽古今聞達故實者不能也吾謂
庸劣之材何可以得庶幾乎也若有博雅
之士重加刪削千冒威尊而上進若辱取
愚者慮之一得而不以人廢言則足深幸
已甚不堪屏營之至謹序

宝永六年歳在己丑月日

貝原篤信謹上

筑前國續風土記巻之二

那珂郡下

此郡ハ國のまなかにて郡長く東とかたく郷としくとを
かちなし昔より國にとりて郷の名数多有
あり日本和名抄にも那珂郡の郷の名百二所
有りしかと其の時よりの名明ならず是より
まつ樋井郷より左に記之

樋井郷八村　今ハ三郷

檜原村　柏原村　東油山村　堤村

片江村　長尾村　田島村　七隈村

油山所

稲原村　坂屋村　小ヶ生木村　西村
石置村　曲別村　内野村
手拝郷
又信久利
沢東　子三五郷
飯雲村三段村ト云
中ッ屋郷　東深郷
徳上村の毛ト云
山口郷　猿子郷
山根口　竹原　三天原　小休　乙九
上五郷
把伎郷
東ハ徳段村より西ハ高段村の間西以谷ト
南ハ大川切ヲ以テ宝積山村の東ハ原ト云

三原郷
梅沢村　横坂村　大山村　池田村
早苗村　菱原
上三社郷
西ノ列河内の又ハ
九河内ハ民俗の称也皆山家一谷の中に
村有て川水流出まり民の住河と云手来
庵耶の民とも称也
東河内上ニ村　野河郷
仲村　大中谷村　植木村　今見村
谷吉村　浅野村　東瀧村　一西瀬村

西浦村　中原村　楢原村　片縄村
四箇畑河内
長谷村　服部村　峠山村　一ノ瀬村
五箇山河内
細田村　久保杉村　栗六溜村　大北村
瀧河組　四箇畑の上六より
小河内村
宇美河内　又宇美田中とも云　九ケ村
只保村　榎子岳村　宇美村　井地村
稲谷組
田安村　吉原村　志免村　南里村
別府村
須恵河内　八村
稲谷組

左谷村　上須恵村　下須恵村　植木村
猿石村　本上下今宅村　須原村　中原村
追戸河内　十村
稲谷組
小ノ金堀子村　二子田村　津波黒村　藤村
和田村　大尾村　南ノ宗像原村
乙犬村　小中村　田中村　此村南小の上組にあり
山田河内
稲屋組
須恵　上山田　下山田　久保子
庄内河内　十三村
辰巳組
佐手村　上十村　ちづ村　荷井村
仁保村　多田村　荷安村　細谷村

宍倉村　入山村　三良村　赤坂村
飯野村
千々ヶ浦
黒島村　川尻村　千々村　大力村
茂田村
山田ヶ浦　高原郷
平村　下山村　上西村　無ヶ畑
王谷ヶ浦　又相屋　鎮波郷
河内村　柳原村　中村
月尾村
江川ヶ浦　七村　夜須郷

志多賀　尾猿　井ノ口　三ヶ所
志越ヶ浦　[illegible]　栗ヶ浦
[illegible]村の[illegible]より[illegible]より[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]ヶ浦　九石里
[illegible]　[illegible]　表波郷
[illegible]　大玉山　[illegible]村
[illegible]の[illegible]
四箇村ヶ浦　[illegible]　[illegible]郷
大石　[illegible]寺　[illegible]　[illegible]
[illegible]ヶ浦　[illegible]郷　[illegible]
金久村　[illegible]村　[illegible]村　[illegible]村
[illegible]村　[illegible]村　金石村　[illegible]村

竹名村　吉原村　平村　王子村

今生村　稲名村　経覚寺村 永井三ヶ所の枝村なり

岩瀬村 同上　新田村 三ヶ所村枝村也　吉沢 稲荷村枝村也 古河 同上

吉川河内六村　新生郷

乙部村　湯田村　湯本村　保村

下村　小竹村

吉川河内より吉田河内と云ふ所あり三ヶ所より流る

なまこり(?)より又ある(?)(ユカ子)谷(?)原と云ふに落てなり河内と云所

上流の

永谷河内

上岸(カワシヤリ)村　上上河村　正覚寺郷

上河原村　永太丸

別所

杉尾

此河内の水源は上田(?)原村より出て石殺(?)村にて三ヶ長谷(?)に落て海(?)上文(?)の長谷に来る

杉尾川杉尾村の枝村なり

三ヶ河内　惣三郷　三ヶ所

史戸(?)河内　口郷　三ヶ所

田中上原郷

高野　東浜郷(?)　高田村(?)

山原京口上高根(?)京　上郷(?)　[illegible]

正日文(?)郷(?)河原郷(?)　三ヶ村(?)

関原(?)　[illegible]

中原(?)　[illegible]

有(?)生(?)根(?)　[illegible]

長谷(?)原　[illegible]

下高(?)小村　[illegible]

小田原　小田原様

田中弓山

相阿郷

一ノ嶽　一ノ沢村　　飛尾山　口こ

丸子堀山　[illegible]

岸ノ里郷

富士門山　　伊頂山　富士門山の[illegible]

奥院郷

穂上山　穂上村　　石木山　[illegible]村

玉之郷　　　虎ヶ嶽

有根山　根岸村　　板倉山　　鬼泉　堀山村

葉生山　小来村　　沖山　沖山村　　飯倉山　飯倉村

惟生郷

磨ミ伎嶽　雷村　　井原山　井原村　　三ヶ森山　三ヶ森村

深江嶽　保ノ村　　浮嶽　吉井村　　叶嶽　上原村

志摩郷

天ヶ山嶽　[illegible]　　かや山　[illegible]

巾山　[illegible]　　獄之河内　丸中山[illegible]

稲石山　獄之河内の内　　鬼ヶ城　[illegible]　　善福山　善福村

白山　久原村　　上荒山　[illegible]村

蓋野山　萬屋村　　清土山　萩ノ尾

宗像郡
城山 赤間也　孔大寺山　勝浦嶽 勝浦村
許斐嶽 玉?嶽
遠賀郡
四金山 是不田村　帆柱山 三笠の南　石峯 若松村より七十町也
鞍手郡
一ノ瀬　六ヶ嶽 金剛村　笠置嶽 ?尾村 嶽の南
高尾山 ?野村　福智嶽 北方?村 ?? ????????　清水山 上?村
涂陽 ?山村
嘉麻郡
三ヶ山 三ヶ村より?? ???????? ?????　馬見山 ??村より三ヶ山の東
穂波郡
鉾王嶽 小?村　根?嶽 内?村
上座郡
多々良山 佐田村　宝珠山
國中ノ川谷
米ノ山郡 長谷より上座郡山田?まで ??
夜須郡 千石?より穂波郡の?まで
御笠郡 四?同 ??山
上座郡 ?谷 佐田
生葉郡 耳納山

東浅井郡 三村同山
坂田郡 長浜 川原 千手 大刀口 ［illegible］
浅井郡 年寄
蒲生郡 伊吹 山田

日本の松原六所
高島松原 蒲生郡 長浜松原 川上 百石 ［illegible］
三上郡 蒲生 松原 高島郡 ［illegible］ 松原 ［illegible］ 郡
唐崎 星 松原 ［illegible］ 郡

田中三床村

野洲郡
高島郡
蒲生郡
甲賀郡
栗太郡
滋賀郡
愛知郡

里飛村 三千三百四十石
西井村 三千四百六十一石
中原村 三千五百十七石
鳥居村 三千五百九十八石
広田村 二千四百五十四石
三輪村 二千四百石
大原村 三千五百四十石 外ニ国本山ノ寺付
井原 二千九百五十二石
安寺 二千九百石
植木村 二千九百十四石
長光村 二千八百五十七石

和気郡
磐梨郡
邑久郡
津高郡
御野郡

國田村　二千八百七石
高野入　二千三百九十二石
西ノ々　二千七百五十七石四斗五升
出原村　二千五百六十石
尾原　二千五百九十石
原村　二千三百石
沙原村　二千四百石
竹名村　二千百石
上西大村　二千百石
東西村　二千四十石
大旧井　二千三百石

赤坂郡
上道郡
児嶋郡

福嶋村　二千三百十九石
黒原　二千二百石
大庭村　二千六百石
新日村　二千五百九十石
且本　二千百十九石
高野村　二千四百四十石　秋月

國中大境
白水村　〔?〕河郡　勝浦村　〔?〕備郡　栖本村　〔?〕郡
丹東村　〔?〕郡　千香　〔?〕田村　〔?〕郡　廣房　〔?〕郡　〔?〕村
野呂埜平　〔?〕郡　〔?〕村

海路　此外海路十三　合三十六

志賀島　那珂郡　福岡より三里西北方有民家

三百十二戸但…田畠高千七

十三石周り三里七十十三町東西十八町南北

二里四十余町　北方に広馬と云ふ村有

神社有寺院有

残島　早良郡　民家五十九戸　田畠高四百石余

周り二里三十十三町　東西十八町　南北三十余

町　十二町石　神社有寺院有

玄界島　志摩郡　福岡より六里三尺而より亭

民家有　周三十二町　東西十町南北

十三町五十間　民家五十余軒居る

姫島　志摩郡　彼岸の西辺岐志より二里　福岡より

十里　民家若干　田畠高…　周り二十五町　余分

東西八町三十五町　南北十三町十二町五十一町

三十六町

小呂島　志摩郡　西の海より…の方十三里　民

家有り…　周二十五町　七町

東西四十八町　南北十二町三十…七町

相島　糟屋郡　民家三十八戸　田畠高百石余

周二里　西二十五町　東西十五町　三十五町　南

北十三十三町　今俗[illegible]

大湊より湊迄　神浦より三里西ノ方より　民家
三百軒余　田畠多し　石高二千八百石周三里半也
此島東西三千　南北三千一百五十間　二十
八ヶ町の内　当湊計より湊へ　出る

ましまり

白浜より湊　当浦の間　二里　民家なし　田畠少
周辺より湊守を置られ　交易の事を掛
大湊より二千里余加りあり　白浜の前二千
加り出の方より浜を出て　当湊まり開ら
百五十加り　大湊より　未だ守り皆山迄
又是船越あり　湊前の出湊より浜の前

一　湊
此湊口迄　民家なし　田畠多し　石高周二里
南北三千一百五十　東西八千　南北五千百
二千以上　前浦迄　枝村の内に　民家多し
当湊の前　東西　南北二里　村数二千七
田畠多く七十　（それより湊の方へ出る　大浦二千余の所より湯の浦へ）
白浜より湊　当浦の前　二十五　白浜より
二湊より田畑の中　大湊をまわり　西方周
二千五百　東西三千一二千　南北五千
当方二千四　八万
白浜の前湊迄　湊迄三千　七　八千西

右周三千一里東西三千二千四百間南北三千二百間
三千里八万四千大嶋也

小嶋之類

狂嶋ハ貴界の乾ニ千ありて周三千里
ニありて中ニ大なる宮殿の住む十二里四方なり
東ニ都ニあり

叡迎千年ニ此嶋俗ニ大根と云此嶋の大サ方百里
ニあり石窟より乾の方三千八百斗ニ界より
四の方ニ川有りて西ヘ半道ほど開有

小根嶋大根より南四五十里ほど東西四百里
南北十余里四五里ニ川あり小ニ半道ほど開有

烏帽子嶋秋津村より十里ほとにあり烏帽
子の形に似たり周り五六十丁土嶋なり其岩
多し田畠なし人家一

諸嶋ニ湊嶋の東ニあり不多し人家

錦嶋此嶋より西南ニあり人家

黒部嶋同所より北東ニ長三十丁斗り人家

宇久嶋黒部嶋見える戸山ニ在し

虎嶋服部家三里の南ニあり

松久嶋赤穂家右嶋石垣の中ニ湊二十六間余
あろうまてり

豊山之ニ十里余嶋々の内相応嶋二四十間

洞山　是ハ口坂の西にあり　洞ありて南の方ニあり
其広さ三間ほと　なといふ是ハ雲雀の影を祀とし
古へ是は男の其九南の方へ五十間も川へ田中にあり
谷間の中にある所にあり　堂山　洞山上下両方を
中坂　口坂　長石坂三ツ畑の中にあり是ハ谷風
新田の上下谷坂の下　長安寺へ回る坂
三十間の坂をつきて石段三ツ石段とて
東の方の坂ニ往来上へ登りて元和元年其時
ありてこれ有てり
葛坂　口坂中坂の坂下西にあり　中坂より大なり
是ハ風土記にもとし　次貝坂谷下

同所坂大村の内海中小坂四　其坂下西
是坂　坂下より上へ
積坂　石坂坂なり
中坂　石小坂三ヶ所あり
谷坂
二王坂　是ハ二王坂のむかふ二坂の南に小坂也
同所春日の矢田坂竹多く陀多し　坂
あへしくしもしよりかくし
鼓坂　是ハ同坂の村の中にある中の方の田中にあり
是形ハ大鼓のことし
小篠坂　口坂是所の其の所に坂に是より

豊原社内社僧 同郡同上

其外坊 赤坂郡尾津保 吉井村の内 十方

国中廃寺 正本にて今はなき寺と云、当時盛にして今無きは左の如き寺多かりしとなり、廃寺多けれども今は其所さへ知る人なし、其所を記さず

四王院 当上郡豊原山内 九三百八十坊ありしと云 退廃し

瑜伽山 同郡山口村 十坊ありしと云

弘世善光寺 同郡 今権現存せり

国分寺 同郡国分村 国分尼寺 同村

有智山寺 同郡 宝篋山の傍 往昔山下内山南

谷山大門三昧上住せし 九三百七十坊

常光院 同郡 御野郡平安寺 同郡 平岩寺村

吉長寺 同郡保の原

岩根山東円寺 赤坂郡 天台宗三百八十坊

西油山天福寺 同郡 西油山村 禅宗 僧舎三百

六十坊ありしと云

東油山皇福寺 同郡 東油山ありと記し

福林寺 同郡竹口村

古平寺 同郡桂原村

霊山千如寺 赤坂郡 古えは十坊ありと長船に云ひ伝へり

今は三坊残れり 是より東 赤坂郡 七十二寺隆

是は古今寺なり

小嶋山宗寿寺 同郡 山寺村

一天台宗天山槐寺 口碑ニ昔二十坊あり
浄土山霊雲寺 口碑ニ云瑠璃寺村の隣也と
今ハ絶存せり 又昔十二坊あり
薬師山金剛寺 口碑ニ上ハ禅宗ニ天台宗ニ改む
久米寺 口碑ニ云吉井村 椿田寺 口碑ニ布村 以上七ヶ寺
三ヶ瑠璃寺 口碑ニ云瑠璃寺村
妙法山報恩寺 禅宗
頭光寺 天台宗 今ハ真言宗 昔ハ大寺ニ三院
昔十坊ありし
白山円光寺 口碑ニ天台宗 西谷ニ九坊
三方ニ十坊あり

若桜山下名谷 最上寺 右谷長水寺 口碑ニ若
桜村 昔ハ大名三百坊ありて天台宗
福餘寺 口碑ニ真言宗 昔ハ二十五坊ありし
安国寺 西方郡中山田村 今ハ禅宗ニ成る [illegible]
明王寺 [illegible]波郡明王寺村 昔ハ十二坊ありし 仏
昔三十坊 絶存せり

國中十三所有所
八上郡 丹原村
法美郡 大石村
高草郡 [illegible]村
智頭郡 [illegible]日村
[illegible]波郡 土師村
[illegible]村 屋住村

吉野郡　熊野村　小竹村　小名村
橋原村
右九ヶ村を所務日村　福有二百二村町とて
し用を而役布とす
凡九十三流にて日国のことわりにて此国にゆかなく
大和国に三國武の山上にて十三流かゝりあまねく悟に
上田郡といふなり三武へわたる本同三遍と
凡く十年の白樺の国俗より伊勢と信して其後を敬ふ
よめ父母の死なる後三日より祓まりて十三年まで
まて仕事をかへ三度参りを一三七繰して三日
一七日二七日三七日四七日五七日百ヶ日一周忌

三年忌七年忌十三年忌九十三度まで十三佛と
祭りて十三佛まてその務へ三十三回忌の三をハ
佛経の文なと借まをせしうつしこし此流を
まて世の代にて用事へかゝらせ

石塔の説
列諸形より石塔を造と書けて如くし
俗にいふ鬼流とて五方五常の三宝陸大石をたてこ
上方大石をたてら像をとり様をさる文字あり金
三尺石を立るなり内三三五をあむせり高サ七尺余
にて陸道にむかへり当国のことはあくらなき諸国にて

多し大和の菖蒲池門の脇寺よりて千塚とこそ
石窟も多し河内国よりも下流の字南にむから
落代又名とも有りて前と云ふ也と又
云ふと南にて又伝なりと是上古いまも人の家に在
なりし所に往して此の墓なりと云ふ俗に是等
而陵のもの等の事と云ふ事なり人葬して所なりと
より古の葬なりし事ともまことに上古は初世に住
後に至り是より又後人の知がたきになりて
事をも伝へたり是より用ひ来りて上古の事を伝へ
西土の事とも後世の方へ易くて次第に皇に至る
たり又是その人家の古墳の事その家の墓

是相州鎌倉の辺の瓦来れる石屋の石塁
亦田川辺も古墳の石にて墓天に在りと云ふ
力の及ぶものならざると

海辺石塁の説

此国の内古来より今に至るまで上代異賊の来
防ぎのために石垣を築き古国を守りしと云
有しと又其の外に用ひし所海辺に石を積まし
瓦も石にしても千年の山海の境の石
築たの城の事なり侵を防ぐたために築きて
海中にまた此の石の海を遮る事なりし石垣を

伊賀としみる者より斯波家兼よ三代の[illegible]
あ[illegible]し直持て[illegible]修理大夫ら[illegible]
[illegible]十の[illegible]今も[illegible]なとの[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
ことは上[illegible]みてきまり[illegible]なり

羽州探題

後光厳院延文元年三月斯波兼頼の勤任始

又同[illegible]して少弐[illegible]と宮[illegible]より[illegible]
中し[illegible]の探題として九州二條(?)の政事をと[illegible]
らし[illegible]西国[illegible]し[illegible]年の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]城と[illegible]して[illegible]より後[illegible]
二年少弐[illegible]探題と[illegible]し[illegible]
[illegible]の[illegible]と[illegible]
探題と[illegible]し[illegible]の[illegible]
[illegible]山[illegible]と[illegible]
[illegible]探題[illegible]の[illegible]に[illegible]
より後[illegible]年の[illegible]

探題として京に上り英時滅亡の事ハ元弘三年
記九州別記に見えたり（但れハ之を記さず）九州別記
記して今詳しけれハ是後足利直冬と称大宰少弐
九年三て九州の探題たりと 渋光寂茂延文三年
までは氏の方より一色範氏之を来り文直氏今川
従の文和元年と称し家の探題として上りしたる
是後斯波氏経守護として東京へ上り帰りぬ
元年九月足利義詮の二男左馬頭基氏経
旧職にて上りしに斯波氏経真に上り帰り氏
任せ探職に渡りして九州に下りあいたりしや
ありしかど又とりて渋川満頼の弟に

渋川以下肥後の守護たりしと先として足利
義満より今川了俊を九州に下す文和年中
其の探題たりしに年久しく大宰府にありて
と称せし故子を残さずして渋川満頼を探題
探題として応永二年ありしや了俊を召し
朝鮮の鄭夢周来りて了俊より大宰府に
渡来りしやまや於て後に宰府に往
られしに鄭夢周より了俊に謁見をなし
鄭謝の書を送りて之を記せり後
日本の事をあらはしに了俊其の子息等に
終によりて其の子孫よりて至る応永三年

九月西海より中より文の議りてあるしまた国
何しかあらも中従役をとられし早城主修鎮と
申おられし土蔵の後官領新居持ち二階従
三位下沼川高家源清家九州探題にたりて
判形要しして名法とよちし
後光厳院文安三年三月十三日赤雀にとて
同人沼川探題にて丹子まち早書竟東に[illegible]
鎮東探国記に日大四五年十西氏家京城沼川
源相模守義是送後来朝文復ニ義隆し文
子手義右武衛西海に九州總に居をも不結云
其後日益上に名法し給ふ文子義氏に探題ありり

沼川義勝の子に有宅の探者の文曰源一流村
いたも書以探題の職役あり一西国に探にて吾奉
かくり大名も知りをも又渋大河内義泉に探題にて
九州の事とりまとめ事を子武に加行社とやまう三分守
右門将世に大門政所文ま氏大国に上まあ西国をて接し
探題職とたり足利中の武氏にて宇所らをかけて其子
武藤探題職と号大館氏に対職とりて是九州
まも九州かるに対職の和し太宰と少弐の文
宰そて大宰少弐とまるに文のとし其文子
らに弘祖神相の和をねにしをしらし[illegible]陸自
教の次成豊後の大友と大友九州探題と

ケノ東濫天文十九年ニ至リて漸く断絶して〆

国中名醸種稲

姫原名東郡今尾三郡 大谷上下 加茂名東郡

和田上下 勝浦 名西郡 浅村上下

河水記

凡国中ニ大ナル千年川是ハ四国の内ニて第一の大河也此川ハ土佐ヨリ流レ出ル二千年

川ハ源ハ土佐の奥ヨリ流レ出テ川口ハ以て境也

是ハ上下ノ国ヲ流レテ名東郡ヲ南ニ流レテ海ニ入ル

上流ヨリ下流ノ源ハ昔ヨリ川ニテ流ル所ヲ称スと

トミ称セし民の所ニ流レ出ル所ニ至テ出ル

是民代々此川ト云テ田地ニ引キテ名トス

名西郡ニ流レ下リ川南ニ至リ海ニ入ル

名東郡ヨリ麻植郡ヲ経テ阿波郡ニ至リ世ニ名アリテ

麻植郡ヲ経テ板野郡ニ入リ海ニ流ル

或ハ千年川ヲ称シテ吉野川ト云フ

千年川ハ土佐ヨリ流レテ阿波国ニ入ル

此ヨリ下ハ那賀郡ノ川ニテ那賀川ト云

此川ハ四国ノ内ニテ第一ノ大河也

一 国の境四方ノ境ハ海ニテ

四方ハ山也東南西ノ三方尺

山中より海迄て百三里余くしかしてき東境より
出て入名を吉野川と流れ阿波にて海に入る
二百余里より南方の土佐の南にて海に入る千本川又名
上流より東にて三組にて本山より西に向ひ
物部川又吉川と云田に流出して千本川の又の流渡
御川の内に海に入る又国中より南海に入る
名は上方の西より其山より南の高村にて流る
安芸の国の南を流に海に入る

一 国中雑と号の川又千本川上方の川
の上組秋生まてに上方又郡の陸内
流れ又名新川と吉田の流出となり

上方は出に上流より仁淀川の上に入る
上方川下より又川をもこれ川物部川
伊野川と云の長浜川須崎川後川なり

一 国中の川の末海に入る又吉野川と流れ多くは東に
海に入る吉野と西山の風強くして山を上て川
口をやさ川の高に又東を流に海に入る又本あ
いよ川口にて東田り流れて山を入川
まし寄流れ数をなまし川をかくも

一 国中雑と号の川上流下流の千本川上方組
東本山の川物部組秋月川物部組安芸川物部
組今の川席田川安芸組大隅川須崎川所

杉平等川 黒石郡西河川 佐生郡にある福川 井出川
雷川之風の出流れなと雑の事なり事なし 又
深山の内よりさる所あり 雑とらせ是を雑作りと云

志賀郡

志賀川 赤塚浦川の東より佐佐々村の色にて落合
三千深さ六人 佐根村の色にて広さ六十丈深さ
六人 芦原よりかり海へ丈之間 いより東西へ流れ
川の海となる 是は昔より 若松田つき 大浦川と
芦原より海へ之 志賀村まて二り半余
より此郡へかかり半里と見え知れす

一 佐賀川 新庄郡 弥定村中山村二ヶ所の川合ひ雲
瀬川田枝村より西へ流れ合ひ東へ佐津村にて
芦原より出海へ丈ゑ佐津村辺にて広さ三千石
深さ三と人六寸 渡瀬あり

一 根限川 佐津川 志賀川の方へ落合 佐々村の色
にて流れ合ひ 川名川の東へ十五深サ二人
西へ芦原より出海へ入

一 大浦川 若松の川はより 長浦海へ往とてまたを
智賀川芦原の末三ケ所てふ所より別れて東す
流るゝ 是 御当地より 大浦川と云 深さ事ハ
西書にて志賀郡より是へ えとりこれ有郡にある
名古西とより

夫別川 檜の畑村より流れ 出黒山村より海丈

吉本川　高岡郡大谷村より出吉本村と云村の下にて海へ
長浜川　吾川郡上横浪村より流出下上横浪村ニ
而則村と云長浜ニて海ニ入川下ニて舟入
大谷川　同郡より流出大谷村と云村の下ニて豊永浦へ入
幡多郡
東方川　幡多郡下山村より出東方ニて出下新川
仁保川ニ入幡多郡東方村と云村ニて幡多郡
幡多郡森沢村ニて川の広さ七八間程ニ入
六十人の船渡し
高田川　若宮川吉浜川大山川知川高田の上ニて
一里半計下ニて伊本ニ流れ中村川ニ入

大谷川　吾川郡上横浪村八木山より出大黒村の山
守と云所より出高岡郡高田の上ニて若宮川
吉田川とも云也
下津川　豊永郡田川村より出東方の上ニて赤子
川と云下より若宮村より伊本ニ入川の寄
大谷浦ニ入
伊本川　幡多郡日村上田村久井村湯来村山田村の川ト
石隈村より一里半より伊本村ニて山東川ニ
幡多郡入
中屋沢川　東方川の末中屋沢川より広さ三十
渡サ四人宿人の舟渡し

内野川　穂波郡三郡山より流れ出て又治水辺
　より流出て大分村より長尾まて飯塚川へ入
山口川　其の山より流れ出て須恵村まて同郡の川と一つに成
飯塚川　若杉御笠山より流れ出て右の三川の末
　内飯塚川より飯塚まて川の廣サ八尺深サ
　三尺飯塚の下片島村にて穂波川と一つに成り
　五尺に川の廣サ十二間深サ五尺にて廣十
　八尺深サ三尺まて遠賀川と一つに成り飯塚
　まて舟上る
嘉麻郡
漆生川　其山田より流出て遠賀川と一つに成
椎木川　椎木村より流出て鴨生村にて遠賀川と一つに成
臼井川　大力村より流れ出て臼井村にて嘉麻川と一つに成
仁保川　上臼井村と大隈村より流れ出て綱分村にて
　右川一つになりて遠賀川へ入る
上座郡
千年川　肥後の中國豊後の玖珠日田より出
　久留米志波上寺村にて川の廣サ二町余
　二十石深サ三尺四尺五六尺の所
寺内川　深山より流れ入比村まて右の川と
　一つになり末は長田村にて千年川へ入る
山田川　秋月の山より出て入地村まて千年川へ入

西河川　西河村より流出て千手川ニ入ル河口といふ

佐田川　佐田村より流出て坂村にて千手川ニ入ル

福井川　宮原村穴隈山西ニより出る福井村の
下ニて昔清岡へ流千手川ニ入ル

上座郡

三奈木川　上座郡佐田谷より流出て白木村を越し
千手川ニ入ル

石江川　城村より流出て長田村にて千手川ニ入ル
此郡の西側を流る上座郡の境
深見とも云

桜井川

夜須郡

寺内村より流出て四ヶ所の下ニて千手川ニ入ル

秋月川　夜須郡小石原村より流出て古処山の下
野鳥村より十日町村ニて千手川ニ入ル
大涼村の辺ニて川の廣サ十二間深サ一尺五寸
千手村ニて川の廣サ十五間深サ二尺

御笠郡

草場川　長園村より流出て西小田村にて千手
川ニ流れ入川の廣サ十間深サ三尺

竹田川　千手寺村より流出て長園村にて草場
川ニ入ル

宝満川　宰府石穴川より流出て国府村にて二日
市川となり下流を筑後川となり

在田郡
日高郡諸村の水流れハ皆日高郡の内にて
比井川ニ入ル
牟婁郡
牟婁川 高野山の内大瀧村より出 板屋村より
牟婁郡西和より流れ出て中流れ出て 岩戸
川と合て野にて海ニ入 住吉村竹の下村の
辺にて広サ十八間深サ二尺
比井川 山地より出て宇井川 日高川ニ入る
村より集ニ宇井村の西ニて一丁計ニて板井辺
ニて 川の広サ七間深サ三尺より汎

川の広サ九間深サ五尺ヨリ一丈六尺 雲川ニ至ル広サ
十五間深サ三尺より一丈
日高郡
日高川 其源西牟婁郡板屋村の奥水源
より出 板屋曲川石高を経て大室村の辺にて
東西の川一丈余より本流出て本流
原郷山より流れ出下て三里計田村辺にて
川の広サ九間深サ三尺より一丈計 山田辺村より
下て三里川ニ入 広サ十間深サ六尺 川下
流入深 広サ四町 より其の松原の東際に
流れて小川より古川村の辺より出

田倉川　程原村西畑山村両所より出る開村のよこて
海え入

志摩郡

桜井川　上原里西村より出る桜井村を経て野北村て海え
七寺川　怡土郡より来る上高祖山村西より寄
本村を経て海え入り

怡土郡

雷川　雷山より出る本宗村を経て海え入る上高祖和
泉川より廣サ四間深サ五尺
高祖川　河原山より出る井原村の北雷山より流れ出る
高祖の下にて桜井川と一つとなる

井原川　井原山より出る川の末にて志摩郡と怡土郡の境に
川口にて廣サ七間深サ大人の背丈に至る
海え入り
三尺
神名川　曽我山大面山雷村の上より背の尾より
出る神名村にて海え入る廣サ四間深サ二尺
三尺
古井川　福井川共に浮岳より出る
深江川　三吉村深江村両所より流れ出る深江
にて海え入る廣サ十一間深サ三尺人の背

早良郡

室見川　脇山より出る谷原鋳村より流れ出る室見
村より早良郡那珂郡を経て海え入る二股

とテくの山川と申して是は山川とも云小名倉村の
東にて海え入ル同村名にて川廣サ六間余
右大守
須賀川　陸奥岳倭谷より流れ出て是れ大橋乃
西原の東を通りて海え
多々良川　又仝郡川とも云福原村より桂原郡
鹿山福原郡山倭谷又久米山の尾を抜け出
谷より流れ出て兵を経て谷を通りて海
入る是れ是にて川の廣サ三十五間余
久米川　久米山より流れ出江川にて金山川と一つに成
丹生川　丹生川の奥より流れ出江村にて金山
川と一つに成りて是れ名にて海え入り
吉梅川　吉梅の西村并田中村より流れ出て谷
上の村にて谷山川と一つに成りて長濱にて海え
谷山川　谷山村より流れ出て今泉村にて吉梅川と
一つに成り
延伯川　廣地原多古村より流れ出て長浜村の上
にて吉梅川と谷山川と一つに成りて長濱
にて海え入ル
白田郡
白口川　白口村を通りて川の廣サ十三間深サ四尺
此川の原六流れ分りて一流ハ久米村より流

山田橋ニ而上三川と田儀川と二川の落合也源
奥ハ入一流ハ大社村より流れ出一流ハ穂村
村より流れ出一流ハ名横村より流れ出
一流ハ山田村より流れ出二流れハ池田村か
流れ出二流一つニ落合て口ニ川となる
西河川 晴谷仙人村 西本村より流れ出
上西の村まて一里より上西の村まて四里ほと

同じ諸郡ノ瀑布

西仙 那珂郡 西仙村ニ而二丈計下ニ小淵有り
不久 口郡 不久保村ニ而三丈計

鳴滝 口郡 鳴瀬村
一ノ流 口郡 一ノ瀬村の上白山村谷中有瀑
男滝 口郡 東山河村ニ而三丈計下ニ淵有
西油山 早良郡 油山の内の上ニ小淵有り
荒葉 口郡 石富村ニ而三丈計 田中ニ好湯
西村 口郡 下ニ小淵有
如三 怡土郡 二丈 備村より
井原山 雷山 口郡 長さ二丈計下ニ小淵有
たら木 口郡 井原山より
りん瀬 口郡 飯場のより二三丈計
寺瀬 口郡 上同ニ而六丈計

有瀬　口郡　雷山岩とつたひ下市一里半出る
横樹　上名郡　宮原村の枝村横岳より
猪王　口郡　武茂村より出り
中津川　口郡　山本村の枝村東小田より
鼓浦　上名郡　鼓村
長田　口郡　旧村甚兵衛関山より高千二百石村旅郡の瀬
蔭竹　口郡　西谷村より高四百石
岩崎　上名郡　里吉村より高七百石出る
長瀬　極楽郡　内海村の溜より小瀬高三百石
馬瀬　口郡　山本村高四里吉村大谷の奥より
なかるとてり流るきた湊に出る也

了荘　家原郷それ村高二万斗

飯盛山四所

上名郡　飯盛村　家原郷　内膳村
有田郡　今村と境　佛生郷　天竺山也

紀伊国続風土記巻之二提要下終